別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	一　日本語の場合 H3E　一、六五一kHz　一〇W 二　英語の場合 H3E　二、〇一九kHz　一〇W	日本語及び英語	一　日本語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間 二　英語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間
VHF無線電話	一　呼出し及び応答用 F3E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W 二　呼出し及び通信用 F3E　一五六・六五MHz（チャンネル一三）　一〇W 三　通信用 F3E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W F3E　一六一・七〇MHz（チャンネル二〇）　一〇W	日本語又は英語	適時
船舶自動識別装置	〇〇四三一〇五〇九（土佐沖ノ島送受信所） 〇〇四三一〇六〇二（青ノ山送受信所） 〇〇四三一〇六〇四（塔ノ峰送受信所） 〇〇四三一〇六〇六（瀬戸送受信所） 〇〇四三一〇六〇七（沼隈送受信所） 〇〇四三一〇六〇八（嘉納山送受信所）	英語	適時
電話	一　一般情報の提供の場合 〇八九八―三一―三六三六 二　勧告及び指示の場合 〇八九八―三一―九〇〇〇	一　一般情報の提供の場合　日本語 二　勧告及び指示の場合　日本語又は英語	一　一般情報の提供の場合　船舶から問い合わせがあったとき 二　勧告及び指示の場合　適時
ファクシミリ	〇八九八―三一―四六四六	日本語	船舶から問い合わせがあったとき
インターネット・ホームページ	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/	日本語	船舶から問い合わせがあったとき

備考　航路における航路の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は来島海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。

○海上保安庁告示第百七十号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項及び第二十条の五の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、門司船舶通航信号所に関する告示（平成元年海上保安庁告示第四十九号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、関門海峡海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する門司船舶通航信号所について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）第八条の二の規定による指示の方法、第二十条の三第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十条の五の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第三十七条の三第一項に規定する特定船舶をいう。

二　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

三　航路　規則別表第二に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、若松航路及び安瀬航路をいう。

（センターが運用する門司船舶通航信号所）

第三条　センターが運用する門司船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　かんもんマーチス

二　位置　福岡県北九州市門司区（北緯三十三度五十三分五十秒東経百三十度五十五分七秒）

三　業務開始年月日　平成元年六月一日

（情報の提供）

第四条　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　MF無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

二　内容

イ　MF無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1)　本山岬から百八十度一万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（若松港口信号所から百三十八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（北緯三十三度五十四分五十五秒東経百三十度四十七分五十四秒）から三百十七度三十分二千八百四十メートルの地点から六十二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（以下「関門海域」という。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況